

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（茅野市 御射鹿池）

厚生年金保険料率の改定

平成20年9月分（10月の給与からの天引き分）から厚生年金保険の保険料率が改定されます。

厚生年金の保険料は、平成16年の政府の年金改革で、同年から毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成29年以降は18.3%とすることが決まりました。（「保険料水準固定方式」といいます。）

平成19年8月分までは、14.996%（被保険者負担は7.498%）でしたが、平成20年9月からは15.350%（被保険者負担は7.675%）に引き上げられています。

10月分の給与から、新たな保険料率が適用となりますので、給与計算の際にはご注意ください。



税制改正情報 第19号 株式等の配当に係る課税関係

今月は、株式等の配当に係る課税関係について、みていきましょう。

1. 配当金に対する課税方法

株式等の配当金に対する課税方法は、以下のようになっています。

配当金の区分		課税方法			
		所得税		住民税	
上場株式等の配当金 (大口個人株主が受けるものを除く)		選 択	総合課税	選 択	総合課税
			申告不要		申告不要
上場株式等の配当金 (大口個人株主が受けるもの) 非上場株式等の配当金	少額配当	選 択	総合課税	総合課税	
	少額配当 以外の配当		申告不要		

平成20年12月31日までの間は、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金について、1銘柄につき1回に支払いを受ける金額の多少によらず、確定申告を不要とすることができます。これは、納税者の選択により、確定申告をしないで済ますことができる制度です。源泉徴収される所得について、申告不要を選択した場合は、その源泉徴収のみで納税を完了することになります。

また、上場株式等の配当金については、確定申告を選択することもできます。上場株式等の配当金について確定申告した場合は、給与所得や雑所得など他の所得を合わせて総合課税となり、配当控除の適用を受けることができます。

課税方法を選択できるものについては、所得税と住民税の選択の結果は一致しますから、所得税で申告不要を選択した場合は、住民税においても申告不要を選択することになり、所得税で総合課税を選択した場合には、住民税においても総合課税を選択することとなります。

2. 国内上場株式等の配当控除

国内株式の配当金は、法人税課税後の所得を原資として、その法人の株主に分配されるものです。したがって、この配当金に対して所得税が課税されると、法人税と所得税が二重に課税されることとなります。そこで、この二重課税を調整するために設けられている制度が、配当控除です。

配当控除は、国内株式の配当金を総合課税として確定申告した場合に適用を受けることができる制度です。確定申告不要制度を選択した配当金については、配当控除の適用はありません。

3. 配当金に対する源泉徴収税率

平成20年12月31日までの間に、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されています。

(大久保 久美子)

種類株式を活用した事業承継対策② 議決権制限株式

今回は、議決権制限株式を活用した事業承継対策について見ていきます。

会社法施行前は、議決権制限株式は、発行済株式の2分の1を超えて発行することができませんでしたが、会社法においては、非公開会社（譲渡制限会社）について議決権制限株式の発行限度の規制が撤廃されました。

この議決権制限株式を活用した事業承継対策として考えられるのは、後継者以外に相続人が複数いる場合、オーナーが死亡した後の株主構成に不安がある、というケースです。オーナーは、後継者である長男に株式のすべてを相続させたいのですが遺留分などの関係から他の兄弟にも株式の一部を相続させざるを得ない、というような場合において、議決権制限株式を活用することにより、オーナーが亡くなった後の会社の経営の安定化を図ることができます。

無議決権株式を発行する定めを設ける定款変更を行う



オーナーに無議決権株式を発行する



生前贈与や遺言等を利用し後継者へ普通株式を相続させ、
後継者以外の相続人へ無議決権株式を相続させる

後継者は、後継者以外の相続人への配慮もしつつ、後継者以外の相続人の意向に左右されずに経営を行うことができます。

ただし、オーナーに対して無議決権株式を発行する場合には、適正な時価で発行しないと税務上の問題が生じます。また、オーナーが払い込むための資金の問題が生じることも考えられます。その場合は、会社がオーナーの所有する普通株式の一部を自己株式として買い取り、その対価として議決権制限株式を交付する、という方法も考えられますが、みなし配当が多額に発生することも考慮しなければなりません。

取引相場のない株式の評価にあたり、同族株主に該当するかどうかの判定は、持ち株割合ではなく議決権割合により行います。ですから、無議決権株式の所有数は、関係ありません。無議決権株式をたくさん所有していても、議決権のある株式をあまり持たなければ、同族株主に該当しないことから、配当還元方式での評価となります。

たとえば、オーナーの娘がすでに嫁いでいるが、株式をある程度の割合で所有しているようなケースでは、その株式を無議決権株式に変換して、議決権を持たせないことにより、株主としての介入を防ぐという活用方法が考えられます。また、議決権のない株式に変換することにより議決権割合が5%未満となれば、配当還元方式による相続税評価額となり、かなりの評価減が期待できます。

議決権のある普通株式を無議決権株式に変換する手段として、全部取得条項付種類株式を用いる方法があります。この全部取得条項付種類株式につきましては、次号でお伝えします。

(税理士 朝倉 令子)

相続にまつわるQ & A集シリーズ ⑪

Q15 相続税の物納について

A15 物納とは、相続税を物で納めることです。物納は、金銭で納付することが困難な場合しか認められません。また、物納に充てる財産には順位があります。物納の収納価額は、相続税評価額です。

■物納の要件

物納するためには、次の要件をすべて満たしたうえで、税務署長の許可を得ることが必要です。

- ①相続税を延納によっても現金で納付することが困難な事情があること
 - ※この判定にあたっては、相続財産の売却、退職金の受け取り、貸付金の返還など、近い将来における金銭収入や、近い将来における臨時的支出も考慮されます。
- ②相続税の申告期限までに、申請書を提出すること
- ③現金で納付することが困難である金額の範囲内であること
- ④物納できる財産があること（相続によって取得した日本国内にある財産に限られます）

■物納できる財産の順位

物納できる財産には順位があり、管理又は処分するのに不適當な財産は認められません。

- 第1順位⇒①国債、地方債、②不動産、船舶
- 第2順位⇒③社債、株式、証券投資信託、貸付信託の受益証券
- 第3順位⇒④動産

■注意事項

- ①相続人が居住用又は事業用に使用している土地でも、一定の場合には、底地による物納が認められます。
- ②非上場株式でも、譲渡制限がなければ、一定の場合に物納が認められます。
- ③物納財産の収納価額は、原則として、相続税評価額です。
- ④管理処分不適格財産（物納できません）
 - ・ 抵当権が設定されている不動産
 - ・ 境界が不明確な土地等
- ⑤物納劣後財産（他に物納する財産がない場合に物納が認められます）
 - ・ 市街化調整区域内の土地
 - ・ 無道路地

（税理士 朝倉 令子）